

【事案Ⅵ－7】告知義務違反解除の無効請求

・2019年9月27日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は、告知義務違反による生命共済契約の解除について無効を主張して、これら契約の復活を求めているが、被申立人が拒否したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

告知義務違反による解除を取消しせよ、との判断を求める。

2. 申立ての理由

本件共済契約の締結に際しては、被申立人の担当者から血圧に関する事項についての明確で具体的な質問がなかったため、申立人に血圧に関する告知義務はなく、告知義務違反には該当しない。また、本件共済契約の解除権の行使は、被申立人が解除の原因があることを知った日から一カ月以上経過しており、解除権は消滅している。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

申立人は、血圧に関しても告知義務を果たしていないが、申立人自身の申告内容からしても、血圧以外の事項についても被申立人らに対して秘匿して契約締結している。

また、解除権の除斥期間の起算点である「解除の原因を知ったとき」とは、被申立人が、告知義務違反の客観的要件のみならず申立人の故意・重過失、被申立人の悪意・過失の有無について知る必要があるため、申立人が主張する起算点には誤りがある。

<裁定の概要>

裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第十号における「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容がその性質上裁定を行うに適當でないと認められるため、申立てを不受理とした。